

業務指示書

エジプト国技術教育分野における情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月6日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月11日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなりません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業技術教育・職業訓練に関する各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／技術教育事業計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：産業技術教育・職業訓練に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年4月15日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター・(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(GBP1 = 14.684 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用する出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/技術教育事業計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月2日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エジプト国技術教育分野における情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/技術教育事業計画	(60.00)	()
ア) 類似業務の経験	24.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	9.00	
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	
オ) その他学位、資格等	9.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

エジプト政府は、1977年から2017年までの長期社会経済開発ビジョンを策定しており、うち「人的資本開発と雇用促進（失業率を2017年までに3-5%へ）」が人材育成分野への課題として挙げられており、その方向性として、①基礎教育分野における格差の是正と機会均等、②産業の基礎となる質の高い職業人（Technician）、技能を有した労働者（skilled worker）の育成が示されている。

現行のエジプト教育制度は初等教育（primary education）、前期中等（preparatory）、及び後期中等（secondary）の6-3-3制が敷かれている。職業・技術訓練を目的とした課程が組み込まれている学校（技術教育校、Technical School）は、前期中等教育及び後期中等教育から導入されており、前期中等教育は全体就学者数の5%、後期中等教育の60%が技術教育校に就学している。技術教育校の課題としては、産業界のニーズに対応した人材を養成できていないこと、勤労に対する姿勢やモラル遵守等、働くにあたっての基本的な心構えを育成できていないこと、技術教育校の社会的なイメージが低く、産業界がこれらの学校の卒業生を積極的に雇用しないこと、等が挙げられる。

2015年1月の日エジプト首脳会談において、エジプト政府から日本政府に対して、「日本式教育」の導入を目的とした、基礎教育から高等教育に至る包括的な教育協力への期待が表明された。その後、同年10月にJICAがアブルナガ安全保障大統領顧問を筆頭とした訪問団の日本の教育現場への招聘事業を実施し、就学前教育から基礎教育、技術教育、高度人材育成を含む包括的な教育協力の実施について協議が行われた。特に技術教育の分野においては、日本の後期中等教育における職業高等学校の実践を踏まえたエジプトの中等教育段階における技術教育の改善にかかる技術協力の要請があり、同政府から迅速な案件形成が求められている。

かかる経緯を踏まえ、同国の技術教育の全体像を把握した上で、課題抽出と課題解決のための協力方法の検討を行う必要がある。このため、同国の技術教育分野にかかる情報収集・確認調査を行うものである。

2. 調査の目的

エジプトの技術教育分野の現状、課題やその要因、当該国の政策的優先順位、優先的開発課題、他開発パートナーの取り組み、日本の技術教育分野の概況及び特徴等を分析した上で、課題解決のための技術協力プロジェクトのための情報が収集される。

3. 調査対象国

エジプト・アラブ共和国

4. 相手国関係機関

教育・技術教育省 (Ministry of Education and Technical Education)

県教育局 (Education Directorates)

高等教育・科学研究省 (Ministry of Higher Education and Scientific Research)

計画省 (Ministry of Planning)

労働省 (Ministry of Manpower)

貿易産業省 (Ministry of Trade and Industry and SMEs)

地方開発省 (Ministry of Local Development)

中央動員統計局 (CAPMAS: The Central Agency for Public Mobilization and Statistics)

資格認証機構 (National Authority for Quality Assurance and Accreditation in Egypt) 等

5. 調査の範囲

本調査は、エジプト・アラブ共和国の技術教育セクターについて、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査の内容」に示す事項を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA 及び相手国関係機関に説明の上、提出する。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 調査方針及び工程

本調査は、技術教育セクターの情報収集に留まらず、調査後の円滑、かつ迅速な案件形成に資するため、情報収集、課題分析、協力案の提案、効果検証の4つの活動を想定している。調査工程を検討する際は、効果・効率的な調査計画をプロポーザルの中で提案すること。なお、現地調査の工程作成にあたっては、イード休暇等エジプトの祝祭日を考慮した工程を組むこと。

(2) 効率的な調査の実施

本調査の他に、現在 JICA では就学前教育・基礎教育セクター分野、及び高等教育分野を対象とした基礎情報収集・確認調査を先行して実施している。また、第3、5. 公開資料で示したように、JICA による調査、または他開発パートナーが実施している調査等の内容を十分に把握した上で、効率的な調査計画を立案すること。

(3) 技術協力プロジェクト開始前の先行的活動の導入について

本調査で提案する技術協力プロジェクト案のうち、技術協力プロジェクトの効果的な実施に向け、技術協力プロジェクト開始までに先行して実施できる情報収集（ベースライン調査等）を実施する。また、協力手法の効果測定の一環から、プロジェクト開始前に、先行して実施できる活動の効果検証として、プレ・パイロット活動を実施する（例：現地技術教育校における生徒向けの就職支援活動の実施、等）。活動結果をファイナル・レポートにとりまとめ、技術協力プロジェクトに引き継ぐこと。プレ・パイロット活動を実施する

に当たり、現状の人員体制では不足する場合は、JICA に事前に相談することとする。

(4) エジプト日本教育パートナーシップへの協力

上記1.調査の背景のとおり、現在エジプト政府は、就学前教育から高等教育に至るまで、「日本式教育」の導入を促進しようとしており、本調査後に開始する技術協力プロジェクトも、そのイニシアティブの下でのプロジェクトとして位置づけられる。したがって、単に職業訓練や技術教育のみに焦点を当てた調査ではなく、エジプト教育セクター全体を俯瞰しながら多角的な視点で調査を行い、現時点での同国での職業訓練や技術教育の課題を抽出した上で、エジプト側関係者へ説明しつつ、同パートナーシップ推進に貢献すること。なお、現地では、同イニシアティブ推進のため、アブルナガ安全保障大統領顧問が議長を務めるステアリング・コミッティ、及びその下に、就学前、基礎教育、技術教育を統括するエグゼクティブ・コミッティ（議長：教育・技術教育省大臣）と、高度人材育成を統括するエグゼクティブ・コミッティ（議長：高等教育・科学研究省大臣）の、2つのコミッティが形成されている。

7. 業務の内容

(1) 調査作業 I

JICA や各開発パートナーによる技術教育分野の既存報告書、その他公開されている情報から、以下の①～⑦の調査項目を取りまとめ、インセプション・レポート案を作成、JICA に提出する。

① エジプトにおける労働市場分析

主要調査事項：労働人口（労働人口の推移、労働参加率の推移、失業率の推移、教育段階別の就学率・修了率、等を性別、年齢別に分析）、企業の人材ニーズ（産業セクター毎の雇用者数の推移、職業訓練機関の技能水準・範囲・内容に関する評価、企業が雇用者に求める知識・技能、等）

② エジプトにおける産業構造分析

主要調査事項：マクロ経済分析、産業部門別の構成、等

③ 産業技術・職業訓練関連政策分析

主要調査事項：国家開発計画、技能資格枠組、教育政策、産業政策、社会政策、等

④ 産業技術・職業訓練関係機関分析

主要調査事項：学校教育・職業能力開発施設全体における産業技術・職業訓練関連機関の位置づけ、産業技術・職業訓練関連機関の種類（公的機関、民間機関、企業内訓練、徒弟訓練）、

⑤ エジプトの中等教育における技術教育校の技術教育の概要

主要調査事項：主要政策・計画、関係省庁・自治体、就学生数、就学率・修了率、カリキュラム・教材開発、教員数、教員資格、教員研修、資格制度、民間企業側の人材ニーズ、等

⑥ 他開発パートナーの協力動向

主要調査事項：過去、現在実施中、今後実施予定の協力（アプローチ、協力期間、協力規模、サイト、等）

⑦ 日本の産業技術・職業訓練分野の特徴

主要調査事項：日本の産業技術・職業訓練分野の主要政策、関連省庁・機関、職業教育学校の特徴、等

(2) 現地調査 I

JICA からの合意を得たインセプション・レポート案を、エジプト側に説明し、内容について合意を得る。国内作業 I で調査した結果、不足している情報や更新が必要な情報を現地調査の中で収集する。その結果、エジプトの技術教育分野の課題を分析する。現地調査 I の調査の詳細は以下のとおり。

⑧ インセプション・レポートの説明

JICA の確認を得たインセプション・レポート案をエジプト側に説明し、その際の協議結果を踏まえ、インセプション・レポートを最終化し、JICA に提出する。

⑨ 技術教育セクターに関する情報の収集

①～⑥で収集した情報の更新や追加情報を収集、分析する。特に、中等教育段階における技術教育の現状や課題、中等技術教育卒業生に対する民間企業の人材ニーズについて重点的に情報を収集する。その際、現地企業やエジプト商工会議所に登録している日系企業に情報収集を行い、彼らが必要とする人材について情報を収集する。必要に応じて、再委託契約などを通じ、現地民間企業等にインタビューやアンケート調査を実施することも可能とする。

⑩ エジプトの技術教育分野の課題分析

上記①～⑨によって収集した情報から、エジプトの技術教育分野の課題点を分析する。

(3) 国内作業 II

国内作業 I 及び現地調査 I により、収集した情報及び課題分析の結果を踏まえ、課題解決に向けた JICA の協力案を作成するまた、上記までの調査結果をインテリム・レポート案にまとめ、JICA に提出し、合意を得る。

⑪ 技術教育分野における課題解決のための協力案の作成

上記⑩の課題を解決する JICA による協力案を作成する。その際は、プロジェクト実施の際の前提条件や外部条件により協力案が変更になる可能性もあることから、条件に応じて複数の協力案の検討も行う。協力案の作成に当たり、以下の情報を提示する。

ア) 分野・技能及び教育レベルにおける優先順位とその妥当性

イ) 教育・技術教育省や技術教育校を対象とする妥当性

ウ) パイロット校選定の論理的根拠（星取表やスコアリングを通じた優先順位の提示）

エ) 上位目標

オ) プロジェクト目標

- カ) 成果
- キ) 活動
- ク) 指標
- ケ) 前提条件、外部条件
- コ) 日本側投入
- サ) エジプト側負担事項
- シ) エジプト側実施体制
- ス) プロジェクト対象地域
- セ) パイロット校
- ソ) 想定予算(概算)
- タ) 受益者
- チ) プロジェクト・デザイン・マトリクス案
- ツ) 活動計画(Plan of Operation)案

⑫ インタリム・レポートの作成

上記までの調査内容からインタリム・レポート案を作成し、JICAに提出する。

(4) 現地調査Ⅱ

⑬ インタリム・レポートの説明

JICAの合意を得たインタリム・レポート案をエジプト側に説明し、エグゼクティブ・コミッティ・メンバーを含むエジプト側のコメントをとりまとめ、必要に応じて修正を行った上でインタリム・レポートを最終化し、JICAに提出する。

(5) 現地調査Ⅲ

インタリム・レポートの中で合意したJICAの協力案のうち、プロジェクト開始までに必要な情報(パイロット校や周辺地域の情報)の収集や、指標設定のために必要な活動などを先行して行う。また、プロジェクト開始までに切り出して実施、効果検証が可能な活動について、プレ・パイロット活動として先行的に実施し、その効果を検証し、技術協力プロジェクト実施時の参考情報とする。具体的な活動は以下のとおり。

⑭ プロジェクト開始までの必要な情報収集

上記(4)現地調査Ⅱで合意形成した協力案について、プロジェクト開始までに必要な情報収集をプロジェクト開始に先行して実施する。

⑮ プレ・パイロット活動

プロジェクト開始までに先行的に実施を行い、効果検証を行うべき活動を選定し、「プレ・パイロット活動」として実施、その効果を測定する。プレ・パイロット活動を行う上で、人員体制が不足する場合は、別途JICAと協議を行うこととする。結果は後に実施する技術協力プロジェクトに引き継ぐ。

(6) 国内作業Ⅲ

⑯ ドラフト・ファイナル・レポートの作成

上記までの調査結果を最終報告書案としてとりまとめ、JICA に提出、JICA の合意を得る。

(7) 現地調査Ⅳ

⑰ ドラフト・ファイナル・レポートの説明

JICA からの合意を得た後、エジプト側にドラフト・ファイナル・レポートの内容を説明し、合意を取り付ける。

(8) 国内作業Ⅳ

⑱ ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートの際のエジプト側のコメントを反映し、ファイナル・レポートとして最終化し、JICA に提出する。

8. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(1) ④を成果品とする。成果品の提出期限は2017年1月下旬とする。

(1) 主要な調査報告書

① インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、調査対象機関、作業工程、調査実施項目、
要員計画調査に加え、7.(1) 国内作業の記載事項の調査結果

提出時期：契約開始後1か月以内を目途

提出部数：和文3部、英文3部、電子データ

② インテリム・レポート

記載事項：国内作業Ⅰ、現地調査Ⅰの調査結果、分析結果

提出時期：現地調査Ⅰ終了後1か月以内を目途

提出部数：和文3部、英文3部、電子データ

③ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：全調査結果(案)

提出時期：2016年12月下旬

提出部数：和文3部、英文3部、電子データ

④ ファイナル・レポート

記載事項：全調査結果

提出時期：2017年1月下旬

提出部数：和文3部、英文10部、CD-R3部

(2) 主要な調査報告書以外の提出物

① 議事録等

関係機関との主要な会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、合意事項と合わせてJICAに速やかに提出する。

② コンサルタント業務従事月報

業務従事月報を翌月15日までに監督職員に提出する。

③ 収集資料

収集した資料、データ及びそのリストは、レポートの中に含めるか、含められないものについては別途資料集という形で提出する。

(3) 報告書の印刷仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本（ホッチキス止め可）により作成することとし、簡易製本の様式および紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」に準拠すること。

(4) その他、資料作成にあたっての留意事項

- ・各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用するレベルにより作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2016年5月下旬に国内作業Ⅰを開始し、現地調査Ⅰ、国内作業Ⅱを経て、インテリム・レポートを8月上旬に提出する。その後、現地調査Ⅲ、国内作業Ⅲを経て、ドラフト・ファイナル・レポートを作成、12月下旬にJICAに提出する。2017年1月下旬に、ファイナル・レポートをJICAに提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 12.00 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下の担当分野の業務従事者を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より効果的・効率的な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。指示書に記載された格付け目安を超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

総括／技術教育事業計画（2号）

技術教育行政分析

産業人材育成計画分析

3. 現地再委託契約

現地での調査・分析のため、必要に応じて現地再委託を認める。その場合、プロポーザルにその理由を付して提案すること。なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、現地再委託については、本見積もりに含めること。

4. 便宜供与

現地調査に係る車両手配、宿泊手配、通訳手配等は原則コンサルタントが行い、その経費については見積額に含めること。

5. 公開資料

「中東地域産業人材育成構想に関する基礎情報収調査ファイナルレポート」2012年1月

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004492.html>)

「エジプト国 提案型調査「経済高度知識化へ向けた高等教育支援」報告書」2009年5月

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000248252.html>)

「OECD Reviews of Vocational Education and Training A Skills beyond School Review of Egypt」、José-Luis Álvarez-Galván, OECD, 2015

(<http://www.oecd.org/edu/skills-beyond-school/A-Skills-beyond-School-Review-of-Egypt.pdf>)

6. 貸与資料

以下の資料を人間開発部 高等・技術教育チーム (Tel:03-5226-8328) から貸与します。

- ・ 「Postsecondary Vocational Education and Training in Egypt – Country Background Report」、Strategic Planning Unit, Ministry of Higher Education, Egypt, 2013
- ・ 本調査にかかる事前質問表へのエジプト政府からの回答

7. 機材の調達

機材の調達は想定していない。

8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA 安全対策措置に基づき、北シナイ県、南シナイ県（アカバ湾に面したダハブからシャルム・エル・シェイクまでの沿岸地域を除く）、リビア国境地帯への渡航は禁止する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

9. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

